

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの保育料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

○ **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料が無償化されます。**

●幼稚園については、月額上限25,700円です。

●無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化します。

●通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちとすべての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず、おやつ等）の費用が免除されます。

●子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化の対象となるための認定の手続きが必要になります。詳細が決まり次第お知らせします。

○ **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。**

(注) 地域型保育事業とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注) 幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、認可保育所の利用と同等の要件（就労等）になります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額 11,300 円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、認可保育所の利用と同等の要件（就労等）になります。

- **3歳から5歳までの子どもたちは、月額 37,000 円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 42,000 円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

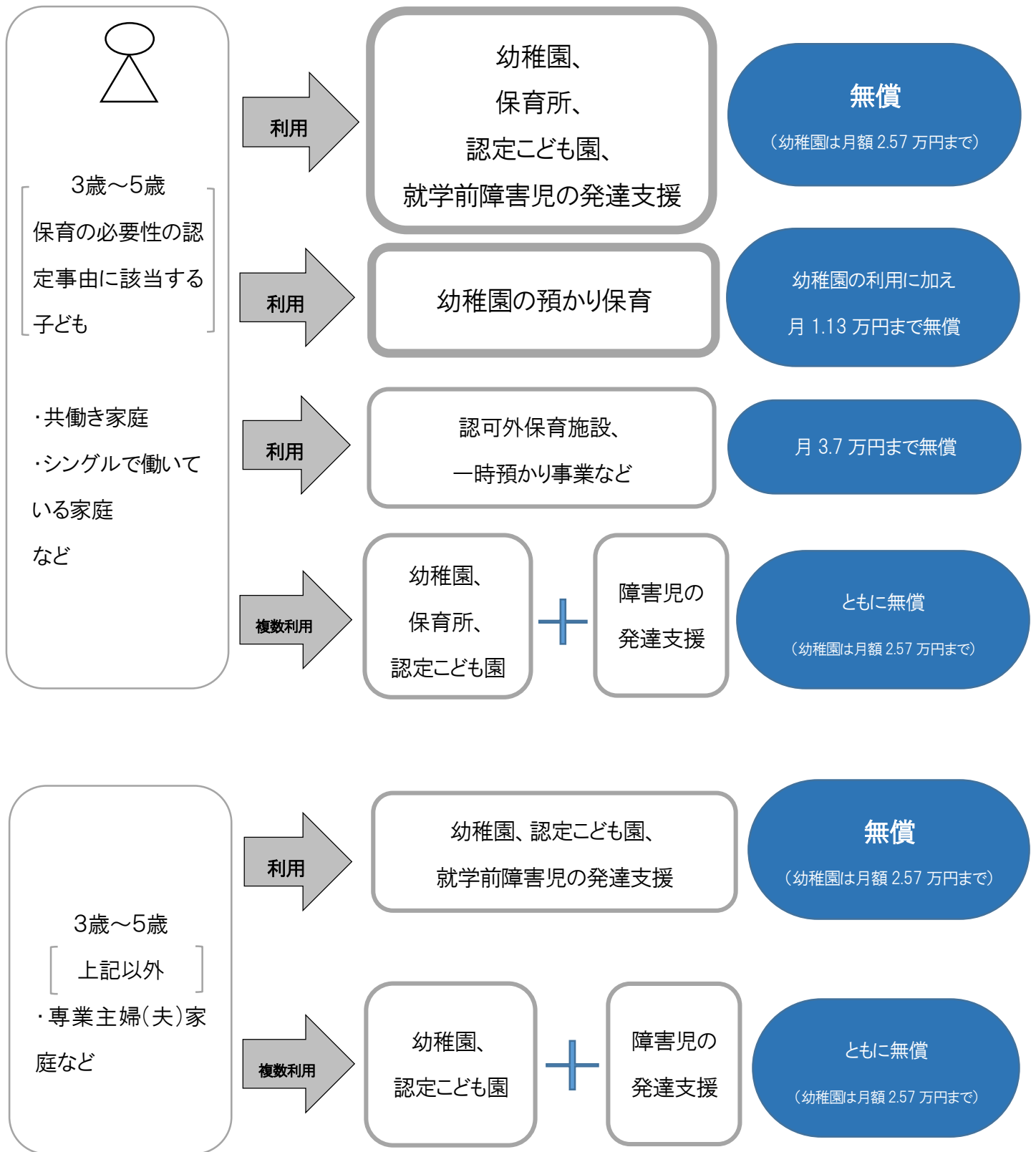
- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化のための対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする経過措置があります(5年間)

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

幼児教育・保育の無償化の主な例



住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により、無償化の対象となる。(認可外保育施設の場合、月額 4.2 万円まで無償)